

(表)  
難病医療費助成指定医療機関 指定更新申請書

区分 (該当するものに○)	1 (病院・診療所・歯科)	2 保険薬局	3 指定訪問看護 (健康保険法)	4 居宅 (訪問) (介護保険法)	5 予防 (訪問) (介護保険法)
変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載					
変更年月日 (※以下の項目で変更がある場合のみ)			平成・令和 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保険医療機関等	名称				
	所在地	〒			
	電話番号				
	コード※1				
<input type="checkbox"/> 代表者開設者	住所又は所在地	〒			
	氏名又は名称				
<input type="checkbox"/> 標ぼうしている診療科名 (病院・診療所のみ記載)					
<input type="checkbox"/> 訪問看護ステーション (訪問看護事業者のみ記載)	名称				
	所在地	〒			
	電話番号				
<input type="checkbox"/> 役員の職・氏名 (開設者が法人の場合) ※2	役職	氏名			
上記のとおり難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第15条第1項の規定による指定医療機関として指定を更新されたく申請します。 また、同法第14条第2項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。					
令和 年 月 日					
開設者 住所（法人にあっては所在地）： 氏名（法人にあっては名称）： 及び代表者氏名 (担当者所属・氏名： 山梨県知事 殿					
印 )					

※1 医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。

※2 記載欄が不足する場合は、「別添のとおり」と記載し、役員名簿を添付してください。

(裏)  
難病の患者に対する医療等に関する法律（抄）

第十四条 第五条第一項の規定による指定医療機関の指定  
(以下この節において「指定医療機関の指定」という。)は、  
厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所  
(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以  
下同じ。) 又は薬局の開設者の申請により行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次  
の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定  
をしてはならない。

- 一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ  
り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であると  
き。
- 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法  
律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せら  
れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな  
るまでの者であるとき。
- 三 申請者が、第二十三条の規定により指定医療機関の指  
定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経  
過しない者(当該指定医療機関の指定を取り消された者  
が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る  
行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定  
による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員  
又はその医療機関の管理者(以下「役員等」という。)  
であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過  
しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消さ  
れた者が法人でない場合においては、当該通知があった  
日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取  
消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)  
であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指  
定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事  
実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設  
者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規  
定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこ  
とすることが相当であると認められるものとして厚  
生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 四 申請者が、第二十三条の規定による指定医療機関の指  
定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定に  
よる通知があった日(第六号において「通知日」という。)  
から当該処分をする日又は処分をしないことを決定す  
る日までの間に第二十条の規定による指定医療機関の  
指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理  
由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五  
年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第二十一条第一項の規定による検査が行わ  
れた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第  
二十三条の規定による指定医療機関の指定の取消しの  
処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込  
まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都  
道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から  
十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定  
の日をいう。)までの間に第二十条の規定による指定医  
療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について  
相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起  
算して五年を経過しないものであるとき。

六 第四号に規定する期間内に第二十条の規定による指  
定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、  
申請者が、通知日前六十日以内に当該申出に係る法人  
(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)の役  
員等又は当該申出に係る法人でない者(当該辞退につい  
て相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、  
当該申出の日から起算して五年を経過しないものであ  
るとき。

七 申請者が、前項の申請前五年以内に特定医療に関し不  
正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいず  
れかに該当する者のあるものであるとき。

九 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から  
第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、  
次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の  
指定をしないことができる。

- 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健  
康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療  
機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業  
所若しくは施設でないとき。
- 二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又  
は申請者が、特定医療費の支給に係る診療又は調剤の内  
容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第十八条  
の規定による指導又は第二十二条第一項の規定による  
勧告を受けたものであるとき。
- 三 申請者が、第二十二条第三項の規定による命令に従  
わないものであるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若  
しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不  
適当と認めるものであるとき。